

申請

国民年金保険料学生納付特例の申請はお済みですか

学生納付特例制度は、学生期間は収入がなく、国民年金保険料の納付が困難な方に学生期間の納付を猶予する制度です。

学生特例期間は、10年以内であれば、保険料の追納ができます。

ただし、2年を経過すると当時の保険料と加算額が、追納額になります。希望する方は早めに申請をしてください。

対象者 20歳以上の学生で本人の前年所得が118万円以下の方

特例期間の取扱い 学生納付特例期間に障がい者になった場合、保険料の納付要件を満たせば、障がいの程度に応じて障害基礎年金の受給対象になります。

学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格要件には算入されませんが、受給額には反映されません。

申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・学生証のコピー（有効期限の記載を含む）

問合せ先 市民窓口グループ
(内線216)

特集

お知らせ

情報ファイル

催し・募集

税

自動車税種別割の納税をお忘れなく

6月1日(月)は、自動車税種別割(旧：自動車税)の納期限です。4月1日現在で自動車をお持ちの方に對し、4月30日(木)に県税事務所から納税通知書を送りますので、近くの県税事務所、金融機関、コンビニエンスストアなどで自動車税種別割を納めてください。納付場所は、納税通知書の裏面を確認してください。

また、パソコンやスマートフォンなどを利用して、インターネットバンキング、クレジットカード(決済手数料がかかります。)、やスマートフォン決済アプリ(PayPay)でも納付いただけます。

なお、名義変更・廃車などの手続きをほかの方に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、それらの手続きが3月末日までに終わっていないことが考えられるので、依頼先に確認してください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、管轄の県税事務所に連絡してください。

問合せ先 西三河県税事務所
☎ 056412712712

ホームページ

<https://www.pref.ai.chi.jp/soshiki/zeimu/0000051633.html>



善意をありがとうございました(敬称略)

市制50周年記念事業へ

神松造園、都築建設工業株式会社、東光工業株式会社、日本水工設計株式会社名古屋支社、愛知県中央信用組合高浜支店、クロダイト工業株式会社、株式会社スギヤス

社会福祉協議会へ

マルハン高浜店、マリオン高浜店、戸田町町内会、永柳和枝

固定資産税・都市計画税 第1期 全期 軽自動車税(種別割) 全期

納期限は6月1日(月)です

～かならず納期限内に納めましょう～

送られてくる課税通知書をかならず確認してください。

納税には口座振替が便利です

納め忘れがなく、納期ごとに金融機関やコンビニなどへ出かけて支払う必要がありません。口座振替の方は、残高の確認をお願いします。

口座振替申込

申込先 市税務グループ

持ち物 通帳、通帳に使用している印鑑
※口座振替開始は、申込みから2か月後になります。

問合せ先 市税務グループ
☎52-1111(内線244・245・258)
※口座振替は(内線241・243・259)へ

マイナンバーカードの申請 お済みですか?

《裏面》



《表面》

郵便申請のほか WEB申請もできます

問合せ先 市民窓口グループ
☎52-1111(内線214・218)